

壱岐市デマンド交通実証運行支援業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

壱岐市デマンド交通実証運行支援業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

2 目的

本市は、持続可能な地域交通ネットワークを構築するため、壱岐市地域公共交通計画（令和 8 年 3 月策定）を策定した。

本計画では、陸上交通における区域運行・デマンド交通への転換を基本方針の一つとして位置づけており、本格運行に向けた利用者、交通事業者からの情報収集、課題の検証を行うため、市内の一部区域においてデマンド交通の実証運行を実施する。

本業務は、地域の実情に応じた新たな交通サービスの実現のため AI オンデマンド交通を導入し、利用者の利便性向上と運行の効率化を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) AI オンデマンド交通運行システムの構築

- ・システムは、本市と十分な打ち合わせを行ったうえで、本書に示す「システム要件」の機能を満たすクラウド型システムとして構築すること。
- ・実証運行区域に加え、将来的な市全域での実装を見込み、市全域で運用可能であること。
- ・利用者アプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による予約・配車受付手段も具備すること。

(2) システム保守・運用業務

- ・本市及び運行事業者からの電話、電子メール等による問い合わせに迅速に対応すること。
- ・システム障害等が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、その原因や対応状況を随時本市へ報告すること。

(3) システム操作説明業務

- ・本市担当者、運行事業者、住民を対象とした説明・操作研修を実施すること。
- ・研修会で使用するテキスト（マニュアル）は受託者が準備すること。

(4) プロジェクトマネジメント

①業務進捗管理

- ・契約期間中は、本市と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談や支援を行うこと。

②地域の合意形成に向けた支援

- ・地域住民、交通事業者、関係機関への説明・協議を行うにあたり、資料の準備や説明・協議事項の整理に関し、相談や支援を行うこと。

③運行体制構築に向けた支援

- ・運行業務を担う交通事業者に対し、運行の準備・実施に関しての相談や支援を行うこと。

④利用促進に向けた支援

- ・利用者登録支援に向けたチラシ作成やプレスリリース、住民説明会の実施における企画立案・資料の準備・説明事項の整理等に関し、相談や支援を行うこと。

⑤その他事業運営に関わる支援

- ・同種事業の自主運営実績・他自治体での支援実績等に基づき、運営全体に対する相談や支援を行うこと。

⑥実証運行開始後の定着・改善支援

- ・実証運行開始後、利用データの実績集計・分析を毎月実施・報告し、運行体制の改善について、相談や支援を行うこと。

⑦実証運行終了後の総括・結果の分析について

- ・実証運行終了後、運行結果・事業の成果を詳細に分析し、本格運行に向けた課題の整理について、提案・支援を行うこと。

(5) その他運行開始準備業務

①ドライバー用タブレットの手配

- ・運行に必要な運転手用タブレット等通信機器一式を3台手配（運行用2台、予備1台）すること。
- ・通信費及び故障時の補償は、受託者が負担すること。

②乗降停留所表示物の制作

- ・本市が指定する場所に設置する乗降停留所であることがわかる表示物を制作すること。
- ・制作数と表示物のデザインは、本市と協議して決定する。

③パンフレット等の制作及び印刷

- ・運行概要や利用方法、停留所マップを記載したパンフレット等を制作すること。
- ・デザイン及び印刷数は、本市と協議して決定する。(想定印刷数：5,000枚)

④コールセンターの設置

- ・運行期間中、有人によるコールセンターを設置し、利用者の予約受付及び利用案内等を行うこと。
- ・受付時間等については、本市と協議して決定する。

⑤その他

- ・運賃箱など運行開始に必要な準備・手配を行う。

4 システム要件

(1) デマンド配車システム

- ・利用者からの予約に対し、AI を活用して最適な自動配車・運行ルートを作成し、瞬時に運行車両へ乗車降車情報を配信できること。
- ・乗車予約方法として、電話予約のほか、インターネット環境（専用スマートフォンアプリ、Web、または LINE 等の SNS 連携のいずれか、もしくは複数を組み合わせた方式）からの予約が可能であること。
- ・交通系 IC カードやクレジットカード等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を有すること。
- ・電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによる管理者 Web への手動登録ができること。

(2) 利用者アプリまたは Web、LINE 等

- ・予約の確定及びキャンセルができること。
- ・乗降ポイントの位置が確認でき、乗降ポイントの選択が容易にできること。
- ・乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- ・確定した予約の情報をアプリ、Web、LINE 上で確認できること。

(3) 運転者アプリ

- ・運転者に対するナビゲーション機能（利用者の乗降場所及び運行ルートの表示等）を有すること。また、予約発生時に適切に運転者へ通知する機能を有すること。
- ・運行に必要な利用者に関する情報（利用者氏名、乗降場所）を共有する機能を有していること。
- ・利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。
- ・インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
- ・iOS 又は Android いずれかに対応すること。

(4) 管理者 Web

- ・指定の URL にアクセスすることで利用可能とすること。
- ・運行車両の予約状況、位置情報を確認できること。
- ・利用者情報を登録、修正、削除できること。
- ・利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正、削除できること。
- ・運行する車両の登録、修正、削除ができること。
- ・利用実績を随時確認できること。また、利用実績をデータにて出力できること。

5 運行概要

運行概要は、次の表のとおりである。ただし、現時点での予定であり、今後変更となる場合は、本市と協議のうえ対応を決定する。

実証運行期間	令和 8 年 1 0 月頃 ～ 令和 8 年 1 2 月末予定
運行日・時間	平日・土曜の 8 時から 1 3 時
運行エリア	「実証運行エリア」図のゾーン 1・2・3・6
運行回数	提案による
運行車両	ジャンボタクシー 2 台（車両は市が手配）
乗降ポイント	ドアツードア（一部乗降ポイント設置予定） ※その他の提案も可能

6 成果品

- (1) 関係資料 一式
- (2) 成果品電子データ 一式

7 留意事項

- (1) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (2) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (3) 本市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (4) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市が承諾した場合はこの限りではない。

8 その他

本仕様書は、事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本市と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

【実証運行エリア】

※実証運行エリアは「ゾーン1、2、3、6」を対象とする。

